明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業二）　一

〔告　示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産七〇）　四
○生産業者及び輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（同七一）　六
○肥料の登録が失効した件（同七二）　七
○肥料を登録した件（同七三）

〔官庁報告〕
令和四年度秋期情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　八
令和四年度秋期情報処理安全確保支援士試験合格者（同）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三元
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・沖縄弁護士名簿登載取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・記章紛失関係　八二
地方公共団体
行旅死亡人関係　八四
会社その他
会社決算公告　八六

省令

○経済産業省令第二号

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十号）及びガス事業法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月十二日

経済産業大臣　西村　康稔